

第4回 大阪府障がい者施策推進協議会  
手話言語条例検討部会

日 時：平成28年8月31日（水）  
午後2時から午後4時まで

## 場 所：大阪府庁本館3階特別会議室（大）

○事務局 ただいまから、第4回大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部会を開催します。8分遅れの開催となっております。ので、本来16時までの予定でしたが、16時8分をもって終了とさせていただき運びとさせていただきたいと思っております。本日の委員の皆様、全員ご出席でございます。会議は有効に成立しております。よろしくお願いたします。続きまして、事務局の紹介でございます。障がい福祉室自立支援課長でございます。他3名でございます。よろしくお願いたします。次に配布資料でございます。まず、次第、資料1「手話言語条例検討部会提言（案）」、資料2「河崎部会長提出資料」、参考資料「第3回部会議事録」以上、4点でございます。資料の不足などございませんでしょうか。もし途中で不足などございましたら言っていただきましたら対応させていただきます。なお、この部会につきましては、運営要領によって原則公開でございます。配布資料、委員の皆様の発言の内容も議事録として大阪府HPで公開する予定です。ただし、その際は委員の皆様の名前は記載いたしません。よろしくお願いたします。それでは以降の議事の進行を河崎部会長、よろしくお願申し上げます。

○河崎部会長 ありがとうございます。河崎です。今日もよろしくお願いたします。それでは次第にしたがって議事を進めてまいります。本日の終了は先ほどご説明ありましたが、午後4時8分を予定しておりますので、円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。では、まずはじめに次第1にあります手話言語条例検討部会提言（案）について事務局より説明お願いたします。

○事務局 事務局でございます。ご説明をさせていただきます。まず、手話言語条例検討部会提言（案）ということでお示しをさせていただいております。前回、素案をお示しさせていただいたものにつきまして、肉付けをするとともに前回の部会でご意見をいただいた、特に「学ぶ」についての部分の記載をしっかりとするという部分について修正をいたしております。その他、語句の訂正ですとか、それから委員のご発言で特に盛り込むべきというものもございましたので、その点は修正を加えさせていただいております。全体構成でございますけれども、1ページ開いていただくと目次がございます。

「はじめに」というのが1ページ目、「これまでの検討経過」というのが2ページ目、前回の素案でもお示しさせていただいておりました「手話言語条例の制定に向けて」という基本的認識、これが3ページ目、「暮らす」という分野の方向性が4ページ目、「学ぶ」という分野の方向性が5ページ目、「働く」という分野の方向性が6ページ目、「今後の取組みを評価する体制について」と「おわりに」といものが7ページ目、というかたちでお示しをさせていただいております。その他、資料編といたしましてこの提言案の本体の他に添付をさせていただいております資料集というものがございます。全部で現在のところ87

ページの構成となっております。これにつきましては、この部会の設置要綱の他、これまでの部会の議事概要、これまでの部会でお示しをさせていただいている資料を添付させていただいております。この中に、これまでご議論いただきながらこの度実施し、結果を得ました「手話言語に関するアンケート結果」もございます。それでは、提言の内容について簡単にご説明をさせていただきます。まず、1ページの「はじめに」をご覧ください。「はじめに」の部分で、この条例の検討に至るまでの背景について触れさせていただいております。基本的には第1回の部会で手話言語の背景としてお示しいたしておりました資料に基づいて記載をしております。簡単にかいつまんでご説明いたしますと、手話について1880年の聴覚障害教育国際会議で「手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する宣言（ミラノ宣言）」が決議された、といったことですか、その後2008年、国連障害者権利条約で言語に手話等の非音声言語が含むことが明記されたのち、バンクーバーでの聴覚障害教育国際会議でミラノ宣言が撤廃され、障害者基本法に言語（手話を含む）といった規定が明記されるといった動きがみられていること、これまでの議会でも取組状況を我々としても資料をお示しさせていただき、市町を代表しこの部会に参加いただいている委員各位からもご説明がありましたとおり、聴覚障害がある幼児が言語として手話を自然獲得させる環境を支える仕組みや制度ですか、学びの場において手話で学び手話を学ぶ環境作りが不十分であると言わざるを得ない、といったことを確認しつつ、こういった取組み・制度を整えていかなければならない。このため、この部会で手話言語に係る条例や取組の方向性を検討してきた。といったようなことを「はじめに」ということでまとめさせていただいております。次の「これまでの検討経過」につきましては、これまでの検討経過をこれまで部会でその都度お示しさせていただいてまいりました議事概要を資料集として添付しつつ、ダイジェストとしてとりまとめているところでございます。これにつきましては説明を割愛させていただきます。続きまして、3番「手話言語条例の制定に向けて」ということでございます。これについては前回素案としてお示しさせていただいた後、追加的に記載修正されている部分について特にご説明をさせていただきます。まずは第3段落、「しかし大阪府における手話が言語であることの認知度や手話への関心は低く」この記載については、後程ご説明させていただきますが、この度実施したアンケート結果に基づいて確認をしているものでございます。「また、手話を自然獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い守る環境も不十分であると言わざるを得ません。」これにつきましても、第2回の部会でお示しさせていただき、ご議論いただいたところで、これらの取組みについて現状、大阪府としても取り組んでいるところではあるが、そういった取組みがないことにお気づきになったかと思えます、というような総括をさせていただいているところでございます。次の段落の締めくくりの部分で、言語としての手話に関する取組みを大阪府、市町村、企業、NPO等とが力を合わせて広げていくべきです。ということで、取組の主体について記載をさせていただいております。この3番「手話言語条例の制定に向けて」の修正部分については以上でございます。4番の「暮らす」以降でございますけれども、前回の素

案では皆様からいただきましたご意見を主なご意見ということでご紹介をさせていただいておりました。今回はそれらを部会としての認識ということで、資料に記載のとおり章立てのすぐ下のところに記載をさせていただいております。基本的には委員の皆様から実際にご発言していただいているものに基づいて記載をさせていただいているものです。「暮らす」についての文章には今から読み上げさせていただきます。「・手話は独自の文法構造を持つ独立した言語です。本来、言語は意図せずに育ちの環境の中で、主に乳幼児期に自然獲得されていくものと考えられています。・手話を必要とする聴覚障がいのある乳幼児が、手話を言語として自然獲得するためには、日常生活の中で主に保護者の手話に接していくことが必要です。しかし、保護者が手話をすることができなければ、手話の言語としての自然獲得は望めず、また、手話を自然獲得していくための環境を支える制度や仕組みは存在しません。・「聞く、話す、考える」という日本語の言語としての学びの家庭と同じように、手話についても、「見てわかる、伝えられる、考えられる」力が養われ、自分自身の言葉として語り、幅広いコミュニケーションをとれるようにするためには、聴覚障がいのある乳幼児とその保護者が、自然に獲得する言語として、手話を選択しようとするときに、そのことを支援する環境づくりを進めていくことが必要です。・一方、大阪府の実施する手話通訳者の養成研修の受講者数が伸び悩み、手話通訳者の派遣実績が減少しています。これについては資料集の78ページに参考資料を添付させていただいております。第2回の部会で配布している資料でございます。加えて「手話言語に関するアンケート」後程ご説明をさせていただきます、において、手話に関心がないと答えた人の6割以上が、その理由として、「手話を使う機会がない」ことをあげています。・より多くの場面で、「手話を使う」ことができるよう、より多くの人に手話が言語であることを認識してもらい、より身近な場で「手話を学ぶ」ことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。」それ以外の部分の記載については基本的には変更ございません。続きまして5「学ぶ」の部分でございます。これも主な委員意見として記載させていただいたものを上の部分に記載をさせていただいている形となっております。読み上げさせていただきます。「・学校などの学びの場で、手話をはじめ様々なコミュニケーション方法が取り入れられていく中で、聴覚に障がいのある子どもたちのコミュニケーション手段として、手話は尊重されるべきです。・また、聴覚障がい者の通う学校などの学びの場では、かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありました。現在では、大阪府には、いわゆる総合的な学習の時間などを活用して、「手話を学ぶ」取組みを進めている学校や、手話に関する課外活動に取り組む学校があります。・『手話言語』に関するアンケートにおいて、手話を学んだ経験があると回答した人の「きっかけ」として最も多かったのが、「学校等で学ぶ機会があったため(33.6%)」となっており、「手話を学ぶ」場として学校等の果たしている役割は大きいと考えられます。・現在の取組みをさらに広げていくことで、学校などの様々な場で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。」前回、委員意見としてそのためにまず取り組んでいくことの記載が弱いので、より具体的に

記載すべきということで総合的な学習の時間などの活用ですとか、聴覚支援学校などの教員の手話を学ぶことを支援する環境作りについて記載を強化せよというご意見でございました。その2点について記載をさせていただいております。読み上げさせていただきますと、「・いわゆる総合的な学習の時間などを活用して、学校で「手話を学ぶ」機会等を確保できる環境づくりを進めていくべきです。・聴覚支援学校などの教員が「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくりを進めていくべきです。」といった点を追加、記載させていただいております。また、再掲と書かせていただいておりますけど、「学ぶ」というのは学校以外でも学ぶ場がございますので、関連するものに関しては再掲というかたちで幅広く記載をさせていただいております。続きまして6番「働く」でございます。これも主な委員意見を再記載をさせていただいております。改めて記載をさせていただいております。読み上げさせていただきます。「・企業などの働く場においても、手話を言語として認め、広めていく取組みが進んでいます。・その中で、手話を使うことのできる人を人材として尊重する取組みとして、聴覚に障がいのある社員が中心となった社内向け手話教室を開催や、手話のできる社員が聴覚障がいのある社員をサポートする「手話サポート制度」の導入、聴覚障がいのある店員が手話やパネルだけで顧客とやり取りをするカフェなどの人材活用を進めている事例があります。また、より多くの場面で手話を使うことのできるようにする取組みとして、店頭でタブレット端末等を活用して遠隔手話通訳を展開したり、手話のできる店員に「手話バッチ」を付けたりといったサービスを展開している事例もあります。・こうした取組みを今以上に広げていくことで、働く場で「手話を使う」ことが尊重され、「手話を使う」機会を増やしていくことが必要です。」これも、働く場でこのように手話を使う機会が広がっていくと、より多くの場面で手話を使うことができるようになっていくということで、これに関して「働く」というところにも「暮らす」と同じ記載を再掲させていただいております。続きまして、7番でございます。「今後の取組みを評価する体制について」という形でまとめさせていただいております。「・手話言語に係る取組みの実効性を確保するためには、その実施状況の評価や必要に応じた見直しを定期的に行っていく必要があります。・「そのために…」の場として、この検討と提言を行った手話言語条例検討部会を生かしていくべきです。」といった提言の記載をさせていただいております。最後「おわりに」ということでございますが、これも読み上げさせていただきます。「・手話言語条例検討部会では、大阪府が制定すべき条例と今後の取組みの方向性を提言にとりまとめるため、4か月にわたり集中的に検討してきました。・大阪府におかれては、これまでの検討経過を十分に認識し、ここに提言した内容を実現すべく取り組まれることを強く望みます。その際は、パブリックコメントを実施するなど幅広く意見を聴き、必要な経費の確保に可能な限り努められることを期待します。」といったことを盛り込ませていただきまして、提言の案としてとりまとめさせていただいております。資料集でございますが、基本的にはこれまでの部会で配布され、ご説明させていただき、ご議論いただきました資料は基本的にすべてはっております。その中で、82ページのおおさかQネット『「手話言語」に関するア

ンケート」結果というのが今回、初めてお示しする資料でございますので、ご説明をさせていただきます。82ページをご覧ください。これまで部会で『手話言語』に関するアンケート」の項目についてご議論いただきました。それに基づきアンケートを実施し、結果が出ましたのでご報告させていただきますとともに、この結果についても提言の内容として盛り込むという形とさせていただきたいと思っております。それぞれの質問項目の結果について、特に回答の多かったものを中心にご説明をさせていただきます。まず、その前に調査結果のポイントでございますけれども、手話が言語として認知されていることを知っている人はそうでない人に比べて、手話に関心がある人が多かったです。また、手話を学んだことのある人も多かったです。2点目として、聴覚障がい者とコミュニケーションを取った、または取ろうとしたことのある人は、そうでない人に比べると手話に関心のある人が多く、手話を学んだことのある人も多かったという形になっています。当たり前のことが書いてあるということです。それぞれの質問項目の結果でございます。まず、

「問1 あなたは手話が言語であることを知っていましたか。知っていた39.8%、知らなかった60.2%。」回答数1000でございますので、知っていた人が398人、知らなかったひとが602人という状況でございます。問2 あなたは、手話について関心がありますか。「非常に関心がある」、「どちらかといえば関心がある」とお答えになられた方をたしまして28%です。「どちらとも言えない」から「まったく関心がない」とお答えになられた方含めると72%ということでございます。問3 「非常に関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と答えられた方の理由、特に多かったものとしましては5番の「手話を知ることは障がい者を知ることにつながるから」とお答えになられた方が39.6%、「教養として身につけたいから」という方が37.5%でございます。続きまして問4番。逆に「まったく関心がない」、「どちらかといえば関心がない」と回答された方、その理由をお伺いしたところ、先ほども提言の中で触れさせていただいておりますが、最も多かったのが「使う機会がないから」61.3%という状況でございます。次、問5でございます。あなたはこれまで聴覚障がい者とコミュニケーションを取った又は取ろうとした経験はありますか。「ある」とお答えになられた方が24.8%です。これまでに手話に接したり見聞きたりした経験のある方で最も印象の深いものとして最も多かったのは「テレビで手話放送を見たことがある程度」という方が41.5%で、「そんな経験がない」と答えた方が23.8%で、次に多い状況でございます。「あなたは手話を学んだ経験がありますか。」「ある」と答えた方は14%です。その14%の手話を学んだ経験がある方にそのきっかけは何でしたか、最も大きなきっかけとなったものを1つだけ選んでいただいた結果、1番多かったのが、これも提言の中で触れさせていただいておりますけれども33.6%「学校等で学ぶ機会があったため」というものでございます。その方々に習熟度はどの程度ですか、ということをお聞きしました。50.7%の方が「ほとんど何もできない」、次に34.3%「あいさつや自己紹介で名前を表現できる程度」とお答えになっておられます。手話を学んだりしたことのない方に今後手話を学習する予定があるかどうかを聞いた結果、「ある」とお答えになられた方は

3.3%でございます。「ない」とお答えになられた96.7%の方に、その理由は何ですかというふうに聞いたところ、51.7%の方が最も多い回答として「手話を使う機会がないから」というふうにお答えになっておられます。次に、手話に関してあればいいと思うものを皆様にお答えいただきました。多い順にご紹介しますと、45.7%「特になし」、33.5%「自宅や職場等の身近なところでの手話を学べる場」、27.2%「スマートフォン等で気軽に手話を調べたり学んだりできるアプリ」という形になっております。13問目です。自治体では、手話通訳に関する講座を実施しています。あなたはそのことをご存知ですか、という質問です。「知っている」と答えられた方9.1%です。最後ですけれども、「知っている」と答えられた9.1%の方々がそのことを何で知ったか、1番多かったのは「市役所や役場の広報誌」59.3%、次に「府政だより」34.1%という結果でございました。以上で提言（案）の事務局の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○河崎部会長 ありがとうございました。では、部会提言（案）についての議論に移りたいと思いますが、ここで私から乳幼児期の手話獲得支援に関わる環境作りについて資料を提出しておりますので、少し意見を述べさせていただきたいと思います。その後、議論に移っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私の資料は「資料4-1」として準備していただいております。タイトルが「聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達の支援～とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の『手話の獲得』を支援する環境づくりについて～早期支援・療育・教育の現場を中心に」というふうに副題をつけさせていただいております。65ページから始まっているんですけども、68ページ以降にある文章は昨年出版されました「手話・言語コミュニケーション」という雑誌第2号の中に、私が書きました文章「手話とろう者」からの抜粋を載せていただいております。これからお話しする内容については、レジュメのかたちで65ページから3ページにわたって資料で配布させていただいておりますので、これに沿ってお話をしていきます。よろしく願いいたします。委員の皆様とともに手話言語条例に関する検討を重ねて、形が整いつつある中で、手話を言語として認めて尊重した養育・教育を提言していこうということで話が進んできました。その内容を今、事務局の方からもしていただきました。そのことを改めて振り返る中で、手話を言語として認められなかった場合に一体何が生じたのか、どんな弊害が起こったかについて言及して、それを共有しておくことが大切ではないかと思に至りました。そこで私自身が心理臨床という専門の立場で経験し、理解してきたことをまとめてお話ししたいと思ったわけです。この部会には2人のゲストスピーカーをお招きしました。弁護士の松本先生と京都の大学院生の久保沢氏でした。松本先生の場合は、児童期に失聴されて大阪市立聾学校（当時ですが）を母港（ははのみなど）と表現されたと思うんですけども、母港としてインテグレーションしていく、手話のある場所が港となっていたことがとても大切だったとおっしゃいましたし、久保沢氏はデフファミリーの中で手話を母語として成長し、そして中学からインテグレーションしたのち

も、手話がある場が保障されていることが自分にとってとても大切だったというふうに話されました。ゲストスピーカーのお2人は手話のある育ちを経験された方でした。一方、手話から遠ざけられて、手話に触れることなく成長した人々がどういった経験をしたのかについて、私の臨床心理士としての経験からお話ししますと、それが65ページの下の部分にあります。健聴者モデルが非常に大きかった。これは誤った自己認識に結びついていたと思います。聞こえないけれども聞こえる人のように、聞こえないけれどもできるかぎり聞こえる人みたいに話し、口を読み、音声言語で会話し、それを基礎として日本語を習得していく、というモデルの中で教育を受けたためにどこまでいっても、聞こえる人に追いつけない、聞こえる人を追いつけなければならないという育ちの道筋がありました。ありのままでもいいんだ、ありのままの自分でOKなんだという感覚を持ちにくかった。このことが自尊感情の形成に非常に不利に働きました。また、手話から遠ざけられることによって、手話を自分の言葉として生きるろう者に出会う機会が阻まれたので、時間的な展望、自分の将来についてのイメージを描くことができにくかったという面でアイデンティティー形成上の課題を持っている人がとても多かったです。次に、親子関係の問題がありました。日本語へのこだわり、口話へのこだわりはどうしても学習言語中心に偏った言語観を生みますので、生活言語を軽視することにつながりました。そのため、親子関係から養育における言葉を奪ってしまった、剥奪してしまったという流れにつながりました。また、聞こえる親は聞こえない子に対して、どうしても庇護する存在となる、子供は聞こえる親に対して依存するという、庇護と依存の関係が生まれ、ともすればそれは強制と服従の関係にもつながっていきました。そのため、思春期以降になってから家庭内暴力をはじめとする非社会的あるいは反社会的な行動化で問題を呈した聴覚障がい青年、あるいは、何らかの不適や問題行動に陥った成人においても、幼いころの親子関係の課題を持ち越したという現象が多くみられました。次に、聞こえない人たちの孤独というものに深く触れてきました。口話に関していえば、そのコミュニケーションは一对一で静かな状況で明確な文脈がわかってやりとりをする、その時に可能となるコミュニケーション手段ですので、学校においても家庭においても、集団で複数の人が話す場合、あるいは、コロコロと話題が変わる場合を含めて、とてもとてもその流れにはついていけない。そのために、健聴者にはなかなか推し量れない深い孤独を味わって成長している人々が非常に多かったです。しかし、私たちはそのような孤独に耐えて心の健康を守っていくことは難しいので、どうしても心を守ろうとして防衛規制を働かせます。その一つとして空想がありました。私は、聞こえない人々が生きる過程で幼い時から、様々な空想によって自分を守ってきたことに会ってきましたし、たまたま日本語の習得に優れた聴覚障がい者の場合は、読書に没頭することでその孤独に耐えたという話も聞いてきました。このことを改めて課題として問い直すべきだと思っております。空想にせよ、読書没頭にせよ、本来はそこで体験するはずの対人関係やコミュニケーションから退避する手段であったことが問題です。また、聞こえない人の行動化の大きさ、暴力や自傷行為や逃走といった行動化については

精神科のお医者さんとの間でも、しばしば話題になります。しかし、聞こえない人たちが最初からこのような大きな行動化を示したわけではありませんでした。相談活動で丁寧に流れを聞いてみると、幼い頃から、あるいは思春期の頃から、様々な行動化や訴えがあったけれども、共通言語を持たないためにそれを拾い上げて支援することができなかった。その結果として、どうしてもなく大きな行動化となって精神科にかかってしまうことがありました。彼らは対人関係において、非常に拒絶的、とりわけ健聴者を嫌いだと訴えていることが多かった。それは、やはり幼いころからの経験の積み重ねの結果であるということ、私は深く教えられてきました。そういった方々と臨床心理士として、カウンセラーとして、出会い支援していく中で、手話という言語を保障すると、手話もたらず発達上の質的变化がみられて、健康な方向に向かうようになる、そのプロセスもよくみてきました。どうしてなんだろうか、手話はなぜそのような威力をもつのだろうかと考えるときに、この部会でもしばしば話題になりましたが、映像思考が保障されるという点が私にとっても大きいと考えました。聞こえない人たちは、難聴者も含めて、視覚的に「目で生きている存在」だと私は捉えています。そういった人たちに映像で思考するというのを保障すると、他者とのやり取りにおいて、心理療法場面では、カウンセラーや心理士とのやり取りにおいて、同時性、相互性、対等性、効率性が保障されます。そうしたやりとりのなかで、会話や相談の内容が展開し、情報も増えていきます。そういった時間を共有すると、彼らは映像記憶の想起が活性化されるんだと私は理解しました。久保沢氏の講演を思い出していただきますと、彼は記憶を想起するとき、自分の頭の中にあるイメージとして引出しやファイルを取り出してきて、イメージの中でそれを広げて、写真あるいはビデオ的な映像にして思い出すという話があったと思います。映像を伴う想起が活性化されてきますと感情を伴った語りややり取りが可能になってきます。つまり、それまでは「この子には、あるいはこの人にはそんな説明は無理ですよ」と言われてきた人たちに、説明すればちゃんとわかるという体験をしていただくことが、手話によって、手話通訳を介した面接によって可能になる。つまり、より高度な論理的思考ができるようになる、あるいは可能性を広げることができることができるのです。それが手話の威力でした。感情を呼び起こしそれを共に体験できることが、とりわけカウンセリングにとって大切でした。しばしば、大学生になってあるいは社会人になって初めて手話に出会ったという聴覚口話法で生きてきた人々が、手話に出会うことによって、自分にはこんなにいろんな感情があったということに気付いたという報告をしてくれます。「感情豊かに」「感性豊かに」というのは、実は、幼児期からあるいは児童期から、教育の中で保育の中で大切に謳われている文句なわけです。そういったことが、手話によって可能になるということを知ろう者が聴覚障がい者が伝えてくれているところ、ここを私は大切に受け止めて手話を言語と認めるときに確認しておきたいと思います。つまり、手話は単なる情報のやり取りを超えた真のコミュニケーションを可能にするもの、存在なのだということです。

レジメに、手話が心理発達、人格形成にもたらす影響として3つのポイントをあげてい

ます。一つ目は愛着形成です。0歳から3歳台まで一般に言うと3年保育の幼稚園に上がるまでの年齢ですね。この時代は対人関係の基盤を作る時期で、つまり「かかわりあう能力」の発達、最初の芽が発達する時期です。この時期に愛着対象、多くの場合はお母さんお父さんになると思いますが、子どもたちはコミュニケーション、やり取りを通してお父さん、お母さんについて知っていく。パパやママはこういうことを言うんだ、こういうことを表現するんだ、こういう応答をしてくれる存在なんだということを知って、その人とのやり取りを内在化していく。つまりお父さんお母さんの心を知って、その心の内容を自分の心の内に内在化する。その結果、心の中にお父さんお母さんを代表とする愛着対象をもって、いざゆかんと社会に出かけていく準備ができる。この時期、人への信頼、自分が生きていく基盤を自分が心の内に持っているんだという信頼を培うためにも、聞こえない子供たちにとって、親との最初のコミュニケーションとして「見ればわかることば」である手話との出会いを保障することがとても大切だとおもいます。

2つめのポイントは自尊感情です。目で見てわかる言語というものを保障されることによって、聞こえない人たちは「全部わかる自分」を実感します。また、相手にわからせることができるんだという、「相手に伝えることができる自分」の感覚を持ちます。聞こえない人たちが、がんばって口話で伝えるとき、それが相手に伝わったかどうか、上手く発声できているかについては、自分でモニターすることが難しいので、相手の表情、顔色を見なければなりません。でも、手話を使って伝えるときの彼らは、今自分で自分をモニターできます。上手く表現できたな、伝えられたな、と。その点がとても大切なんだということを研究等の結果からも教えられました。つまり、ありのままの自分を是とする体験を積むことができる。そういう手話との出会いは自尊感情の発達に大きくつながっていきます。次のポイント3つめはアイデンティティの形成です。手話を保障されることによって、自分と同じ言葉をもって生きる仲間、先輩との出会いの幅がぐっと広がり、その付き合いが深く豊かなものになっていきます。このことは、本当にアイデンティティ、自分とはなに者かという感覚を培っていくのにとっても大切です。以上のような内容を踏まえて、最後にまとめさせて頂いた内容が67Pにあります。私たちが物心つくと呼ぶ年齢以前、多くは3歳か4歳ですね。それ以前にも、幼児はさまざまな感情を味わいながら、世の中の事象や人々を結びつけて考えています。2歳の子どもを観察するとこんなにいろんなことを考え表現するんだということがわかります。

でも、私たちは後に忘れてしまうので、ついつい「まだわかりませんし…」と片づけてしまします。でも、発達心理学的に、発達臨床としてとらえた時にこの時期はとても大切です。つまり深層心理学的に言えば想起できない、思い出すことができない時代だからこそ、後の人生に重大な影響を与えるということも言えるわけです。つまり対人関係の鋳型を築く時期です。心理学ではしばしば内的ワーキングモデルと呼ばれているものです。この時期に聞こえない子供たちが親子関係において、あるいは家族の関係において、手話に出会い、幼児にとって、より自然なやり取りを楽しめるかどうか、それが早期支援の決め手に

なるととらえています。しかし、こうした点を重要だと述べることによって、音声言語の習得あるいは口話の使用を否定しているものでは全くありません。後に人工内耳の手術を受けて、人工内耳を装用して成長していく子供、補聴器を使用して出来る限り聴覚を活かして口話や日本語を習得していく子供たち、そういう子供たちに関しても、今は生後間もなく聴覚スクリーニング検査で聞こえないことがわかるのですから、まずは手話との出会いを保障し、コミュニケーションの楽しさを知って人と関わることへの積極性、わかること、これはすなわち概念形成ということになります。わかることへの意欲を持った3歳児さんになる、その支援というものを私は早期支援の目的として、目標として、育てていきたい。そういう仕組みを整えていくことにつながる、それが手話言語条例であって欲しいと思っています。以上です、ありがとうございました。

○河崎部会長 それでは、各委員の方々からのご意見を先ほどの事務局からの説明に対するものあわせて頂きたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、委員です。

○委員 ありがとうございます。私の仕事場の周辺でも手話から遠ざけられて成長した人々の体験、まさしくそういう方はいらっしゃいますので、すごく事実即したお話しだなと聞かせて頂きました。

さて、提言の内容についてなんですが、4Pの暮らすのところですね。○の4つめ。「一方大阪府の実施する手話通訳者の養成研修の受講者数が伸び悩み、手話通訳者の派遣実績が減少しています」ということを書かれています。この受講者数が伸び悩みというのはもちろん、事実その通りで、これは言語条例ができることで手話の普及啓発が進んでいくと、一定回復してくるのかなとは思いますが、手話通訳者の派遣実績が減少していますという文言を読むと需要が減っているように見えてしまう。これは実際には市町村が派遣の中心事業ですから、当然、府の事業としては減ってくる。一方、実際のいろんな派遣のための制限が設けられているので、そのことによって減っているという実態があると思っております。この話はあまり突き詰めると事業の話になると思うので、あまり突き詰められないと思うのですが、この書き方は工夫がいるのではないかと思っております。実際には、私の仕事場で言いますと、需要は増えています。ただ登録者の数がそれに追いつかないとか要綱の問題で派遣できないとか、そういう制限があって増えにくいという実態はありますけど、需要が減っているわけではない。この辺は何らかの形で表現すべきではないかと思えます。それと、あと単純なことですが、アンケートのところもお話し頂いたのでお話ししたいのですが、ひとつ誤植ですかね。どこでしたっけ。83Pの間4の4番目、「必要な人だけが使えばいい」、と思うから、これ「い」が抜けているんですね。あとは、また討議の話合いの中で発言したいと思います。以上です。

○河崎部会長 ありがとうございます。他はいらっしゃいますか。はい、委員です。

○委員 よろしくお願ひします。私も手話通訳のことをここで話していいか悩んでいたんですが、出てきたのでお話をさせて頂くと、私は企業なので手話通訳者の派遣制度があり、助成金の申請とかもさせて頂くんですが、10年経つとその制度が使えなくなるということがあるんですね。聴覚障がいの方は10年経てば耳が聞こえるわけじゃない。逆に10年経験を積めば積むほど、いろんな難しいことに会っていく機会が増えると思うんですね。そういう時に、手話通訳制度が使えなくなる。手話ができる人と手話通訳者は違うんですね。社内で手話ができる人がいるから、そこでやるというのはちょっと違って、やはり専門的なこととかを、きちっと聴覚の方々に手話通訳ができる人が本当に育てばいいんですが、そこはなかなか困難で私も20年聴覚障がい者のいる職場で仕事をしており、日常のコミュニケーションで困ることはないんですが、難しい専門的な話であるとか制度の話であるとか、私が通訳をしてどこまで通じているかというすごい不安がある。ですから、この手話言語条例に直接関係あるのかわからないんですが、手話通訳の派遣制度であるとか手話通訳さんの身分保障みたいなものも、きちっと制度として出来ないと、手話が広がるということはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。はい、委員お願ひします

○委員 確認だけなんですけれども、1Pのところですか。提言のはじめにというところがございすね。平成18年、国連障害者権利条約で、2008年ではなく、それは2006年ではないでしょうか。

もう一つあります。はじめにのところの頭のところなんですけれども、明治13年、聴覚障がい教育国際会議というものがありますが、名称が本当に調べてみますと1880年の場合は、国際ろう教育会議というふうになっていたんですけれども、その確認をして頂きたいと思います。次のバンクーバーのところは、あとあとに変わって聴覚障がい者、聴覚障がい教育会議、聴覚障がい聴覚障がい教育会議、国際会議なのか、国際教育会議なのか、その辺がきちんと英語でICEDというふうには書いてあるんですが、その「D」というのがデフ、ろうのことです。その辺が曖昧なんです。名称というものはきちんと調べて正しく書いていただきたいと思います。

その結果、2006年国際障害者権利条約がようやく言語としてというふうに文章が入ってます。その4年後というのはわかりにくいと思うので、はっきりと2010年と年号を入れた方が良く思います。いかがでしょうか。文言の確認、それから年号をはっきりと入れるというところ、よろしくお願ひします。

○河崎部会長 ありがとうございます。先ほど手があがった委員よろしくお願ひします。

○委員 意見を言う前に、先ほど8月11日手話言語への理解を広める演劇会でパネラーをお願いしたことにしてお礼を申し上げます。記録を配っているのであとでお読みください。よろしくお願いいたします。

提言に対する意見が2つあります。まず一つは、「4の暮らす」文章の〇4、5のところですが、委員の話にもありましたように、手話通訳者の養成研修の受講者数が増えない、学ぶ人の数がなかなか増えないという問題が一つ。それから、手話通訳者の派遣実績が減っていると書かれておりますが、たしかに文章には工夫がいると思います。この2つの調査結果の数が参考資料に添付されていますね。これに対する分析といいますか、数を見て、この少ない数に対して、どんな取組が要るのか、その辺りの表現が弱いのではないのでしょうか。また、数を見たら少ない、やはり手話は言語である、もっともっと手話を知らない人に対して広めていくべきであるということと、もう一つは、実際に今、なかなか手話を理解する人が少ない、知っている人が少ない、その結果も出ております。今のところ、ろうあ者は、たとえばお店に行きますね。いろんなところに出かけていきますが、殆どは手話を表すことはできないんです。相手は手話ができないので「手話」ということばは知っているかもしれないが、通じないんですね。仕方なしに筆談ですとか、一生懸命声を出してなんとか伝えるということがあります。そういう悩みを入れてほしいです。これを少しでも減らすために、手話を学べる場所、社会の環境作りの重要性を出してほしいと思います。ろうあ者団体として強調したいと思います。

二つ目は手話は言語であるということそのとおりなんですけど、手話が言語であるということをもっと広めてほしい。ただ、言語である以上は、言語通訳者＝手話通訳者ですよ、今3人来ていますが、手話ができる人を増やす、当たり前のことです。今の社会の様子を見ますと、高度難聴、先ほど委員から企業の経験の話がありましたが、そういうことができる手話通訳者を増やしていかなければならないと思います。手話通訳者は、手話は言語であるということで、言語である手話の通訳ができる人。これを増やしていかなければならないということをもっと強く入れて頂きたいと考えます。それは働くところ、6番目になりますが、ここでも同じことが言えると思います。手話が言語として尊重されるようになったら、手話通訳のできる人も尊重されるということも載せて頂きたいと思います。最後の7番目、条例が出来た後、それで終わりではなくて、条例が本当に活かされているかということをもう一度、今日のような部会として集まって、条例に対してきちっとそれが機能できているかどうかを調べていく、検証していく、ここに書いてある通りなんですけど、そういったことをしっかり続けていただきたいと考えます。

○河崎部会長 はい。ありがとうございました。非常に重要なご指摘を次々にいただいておりますが、他の委員の先生方がいかがでしょうか。はい、委員お願いします。

○委員 先ほどの手話通訳者の派遣については、大阪府も実施されていますが、日常生活

の部分は市や町が実施していることが多いかと思います。今回、数として78Pにお示し  
いただいているのは大阪府の数。市によって、それぞれ要綱も違いますし、どういう時に  
派遣するか各市違う部分がありますが、本市で言うと、実績は伸びている状況にあるので、  
資料として大阪府が各市の状況を合計して集計されているので、その数も見てみる方法も  
あると思います。市として実施する場合に、派遣をどんどん増やしていきたいけれども、  
要綱や市の事情によって違って、この場合は派遣できる、派遣できないと市の方で決めて  
います。ここで、大阪府内の市ががんばって派遣できるような、そういったきっかけにな  
ればいいなと思います。こういった文章がいいか、具体的にはすぐ思い浮かばないのです  
が、できるだけ私たち市が派遣するのに、予算をできたり、大阪府として手話を言語とし  
て考えて、こういう時には必要だと思っています、みたいな。何かそういう文言が入れば、  
もっともっと進めていきやすいのではないかと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。  
委員、よろしくをお願いします。

○委員 提言の4ページ、5ページ、6ページ。基本は「手話で学ぶ」。そういう環境の整  
備について、具体的に書かれていないので、わかりません。今、重要な問題は、先ほどお  
っしゃったように職場におけるコミュニケーションのことで、例えば技術を学ぶための  
研修で、聞こえる人がしゃべっても、その講師の声が聞こえません。内容がわかりません。  
「手話で学ぶ」ことがあれば、理解できます。残念ながら手話で学ぶ機会の場が本当にあ  
りません。その理由は、専門語、高度な専門のいろんな技術的な言葉があるために、そう  
いう研修の機会が少ないという、課題が残っています。私たちは手話が言語であるという  
ことから、きちんと手話で学ぶ権利を保障しなければならない。ということで、手話で学  
ぶ機会というのはやはりそれぞれに入れていただきたいなと考えます。

○河崎部会長 はい。事務局からお願いします。

○事務局 たくさんご意見、ありがとうございます。まず、冒頭にご意見いただきました、  
委員からのご意見、実績が減少しているという点について、需要が減っているように  
見える、ということですが、実績が減少していますということについて、そのエビデンス  
としての府の事業実績と予算はお示しさせていただいておりますが、需要が減っている  
という見解はお示ししておりませんので、ご理解ください。続きまして、委員からご意見  
いただきました手話通訳の身分保障につきましては、第1回部会でのこの部会での検討の方向  
性について、ご議論していただきました際に、手話を言語として捉えることと、コミュニ  
ケーション保障については分けるという中で、意思疎通支援事業一般に関しましては、コ  
ミュニケーション保障の中で、手話のみならず、要約筆記、その他、多様な意思疎通支援

事業。法律上も、少なくとも手話、要約筆記という記載がございまして、それに留まらず、点字、点訳など含めて総合的に議論し、方向性を示していかなければならない、ということから、手話に留まらない議論になるということから、この部会では言語としての手話に絞ってご議論いただくということにさせていただいておりますので、申し訳ございませんが、委員からも見解をお示しいただいておりますとおり、この言語条例に直接関係あるかどうかというご発言いただいておりますが、参考として留めさせていただくという扱いにさせていただきます。それから、委員からのご意見いただきました名称と年代の記載については、再整理させていただきます。委員からいただきました「4. 暮らす」の冒頭の記載についての第4段落、第5段落についてのご意見ですけれども、ご意見に従って、基本的には記載の補強をさせていただきますが、一点、確認でございますけれども、ご発言の途中で、お店に行く際に、手話が通じないので、筆談や口話で一生懸命されるということで、ご説明いただいております。手話を使うことを諦めざるを得ない状況であるということをお示していただいているという理解でよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○事務局 ありがとうございます。そういったことについては、しっかりと受け止め、この提言の中に記載をさせていただきたいと思っております。また最後に、条例ができた後、この部会がまた集まって検証できるようにと、この部会でというふうに具体的にご意見いただきましたので、そうなるように、事務局としても受け止めにさせていただきます。

委員から、手話通訳者についてのご意見をいただきましたが、手話通訳者の養成ですとか、派遣の事業につきましては、市町村でもそれぞれ障がい者計画に基づいて実施しているところかと思っておりますけれども、大阪府でも同様に障がい者計画を策定しているとともに、総合支援法で義務付けられた事業として実施しているものでございまして、冒頭に申し上げたように、第1回目の議論において意思疎通支援事業については別部会での議論事項とさせていただいているところでございますので、参考意見として受け止めさせていただきます。委員からご意見をいただいた、手話で学ぶ、手話を学ぶ機会が、暮らすとか、学ぶ、働くという場面で無いということですが、すみません、もう一度確認をさせていただきたいのですけれども、手話で学べる環境を、暮らす場面でも、学ぶ場面でも、働く場面でも、そういった環境を整えるべきということなのではないでしょうか。ちょっと、論点が曖昧になって、取り組む方向性が散逸になると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員 例えば今、民間の会社で様々な研修会があって、それに出席しています。ほとんどの場合、手話通訳、パワーポイント等の用意がありますが、専門などは手話通訳がなかなかできません。情報の格差があると思っております。ですから、きちっと高度な専門技術を持った手話通訳者を置いて、手話で様々なことを学ぶことができる環境整備が必要です。

大阪府として、また大阪府立の大学とか、様々な大学で聴覚障がいの学生が聞こえる人たちの中で、学んでいきます。その時に、専門科目、例えば法律、いろんな専門科目を学ぶことになりますが、講師、先生、教授は音声で、聞こえない学生は、それが聞こえません。ですから、高度な専門通訳者を置いて、それを手話で学べる環境を作ってほしいということです。

○事務局 了解しました。学ぶの分野での記載について検討させていただきます。

○河崎部会長 ありがとうございます。委員からご意見いただきます。

○委員 先ほど、意見をいいましたけれど、うまく伝わっているか、わからないのでもう一回言わせていただきます。手話を使う人が人材として尊重されるとここに書いてありますが、私をもっと言いたいのは、手話通訳者というのではなく手話通訳ができる人としてどこか工夫して書いていただけないかということです。

○河崎部会長 事務局いかがでしょうか。

○事務局 手話通訳につきましては、意思疎通支援事業として法律上位置づけられているものでございますので、近日中に開かれまず計画評価見直し部会で行われる検討の結果として、障がい者計画に基づいて実施していくものですので、そういったご意見もあることについては、我々としても受け止めて、反映をさせていきたいと思っておりますし、障がい者計画の見直し評価部会におきましては、意思疎通支援事業に関するアンケートについて、その内容を充実させ、更なる把握に努めることとしておりますので、そこでの検討をさせていただくこととさせていただきたいと思います。

○河崎部会長 よろしいでしょうか。他にご意見ありますか。

委員、よろしく願いいたします。

○委員 手話通訳の派遣に対してですが、手話通訳制度を使う聴覚障がいの一人として、大阪府の広域派遣は要綱そのものが、当事者にとって非常に扱いにくいというふうに考えています。市役所の判断で受けられたり断られたりするもので、依頼件数が少ないのは当然のことだと思います。ただ、手話通訳者というのは、そもそもの入口が、市の奉仕員制度から始まって、身近なところで手話に関心を持って、手話を言語として覚えて、それから手話通訳者を目指していくわけで、言語条例とは関係ないとは言えないんじゃないかと考えます。それともう一つ。アンケートの中で、手話に初めて接したのが学校、教育の現場という数字が高く出ています。提言の中の「学」ぶというところでも、それを受け止めて

書かれています。正にそのとおりで、これからも学校教育の現場、聞こえる学校だけでなく聴覚支援学校の中で、きちんと手話を学べる環境を作っていただきたい。そこはすごく大切だと思います。それぞれが個人々々の努力で学ぶよりも、民間ではなく公的なところで学べる時間があるということが、大切だと考えます。気になるところが一つ、Q3のところで、6番目「教養として身につけたいから」という回答をされた方がたくさんおられます。それは恐らく、英語などの他の言語と同じように、手話を軽い気持ちで学び、手話検定試験などを受けたいというような意味があるのだと思います。それはいいと思いますけれども、一方で当事者の経験としましては、例えば、会社の中で、同僚が手話を使ってくれるが、その手話が正確ではない。しかし本人は、自分は手話ができると思い込んでいる。そういう人が時々おられます。だからやはり、正しくきちんと学べる、そういう環境を作ってください、そのことはすごく大切なことだと思います。

○事務局 委員と委員のご意見、ご主旨を踏まえまして、先ほど委員から「働く」の「手話が言語として尊重されるようになったら」の部分に手話通訳のできる人が増えるという主旨のことを記載せよということについては、その方向で受け止めにさせていただきます。

○河崎部会長 委員どうぞ。

○委員 手話通訳ができる人も含めて、実際に、私ども協会に関わっている手話のできる人を見ますと、手話通訳者は高齢化しているんです。高齢の人が多いです。それは認めざるを得ない現状があります。ですので、若い人たち、今の若い人たちが手話に出合うきっかけを多く増やしてほしい。そういう必要があるのではないかとということをごどこかに書いていただけたらと思います。方法はイベントを開くとか、メディアを使うとか。手話が言語である、手話に興味を持ってくださいといただく、とにかく若い人たちにもっともっと手話を広めて行く必要があると思うので、その辺りをうまく入れられたらと考えます。

○事務局 既に、4番の「暮らす」の「そのために、まず取り組んでいくこと」という部分で、「より多くの方が言語としての手話に関心を持ち、誰もが『手話を学ぶ』ことに簡単にアクセスできる環境づくりを進めていくべきです。」というご意見を踏まえた記載をさせていただきます。この記載内容について、今、委員からご意見があったように、若い人に特に進めて行くべきという主旨が含まれていることについては、重く受け止めにさせていただきます。

○河崎部会長 委員どうぞ。

○委員 5ページ、「学ぶ」の最後のところです。「そのために、まず取り組んでいくこと」と書かれていますね。2番目のところ。「聴覚支援学校などの教員が「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくり」。それは大切だと思います。もう一つ。聴覚支援学校の中で、聞こえない子どもたち。自然に手話を獲得するための「手話を学ぶ」環境づくり。支援を入れてはどうかと思いますが。早期教育で、声を出すことができない代わりに、非音声言語の場合は、手話がありますよね。自然に手話を獲得するための場所。特別聴覚支援学校の中で、早期教育の場で、手話を学ぶ機会を与えるということです。それについては書かれていませんよね。

○事務局 それについては、「暮らす」のところに書いておりまして、総合的に入れて行く必要があることから、こちらに記載させていただいております。

○委員 これも必要です。大阪府立だいせん聴覚高等支援学校、生野支援学校、府立中央支援学校もきちんと入れるべきではないでしょうか。

○事務局 この記載に、今、ご意見があったことも含まれているという受け止めをさせていただきたいと思います。今、ご意見をいただいたということは、議事概要としても提言の資料として、含めさせていただきたいと思っております。

○河崎部会長 今、事務局からお答えいただいた内容が正しく伝わっていなかったかもしれないので、もう一度お願いします。

○事務局 只今いただいたご意見のとおりだと思っております。乳幼児期の手話の獲得を支援する環境づくりについては、この提言上、最も重要な要素の一つであるというふうに受け止めておりますし、大阪府としてもそのように受け止めをさせていただいております。今後、進めるにあたっては、今、委員からご意見がありました部分についても、拠点的なものとして捉えていく必要があるという受け止めはしっかりとさせていただきたいと思っております。

○河崎部会長 よろしいでしょうか。他にご意見いかがですか。委員。

○委員 この文章で、わかりにくいところがありますので、確認したいと思います。5ページの「学ぶ」のところ。2番目の○です。「聴覚障がい者の通う学校などの学びの場では、かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありました。」と。これは聴覚支援学校の話だと思いますが、その続きの文章には、現在では「大阪府には、いわゆる総合的な学習の時間などを活用して、「手話を学ぶ」取組みを進めている学校や、手話に関する

る課外活動に取り組む学校があります。」とあります。これは、難聴学級のこのように思えます。これは、聴覚支援学校と難聴学級をごっちゃにしているのではないのでしょうか。

○事務局 お役所的な回答が続いて申し訳ないと思いますけれども、「学校などの学びの場」とさせていただいておりますので、決して、聴覚支援学校のみを指して言っているのではないということではないかというふうに考えております。

○委員 それならば、これまで聴覚支援学校が口話教育を強いられる中で、大阪市立聾学校だけが手話教育を固く守ってきたという事実をはっきりと独立して載せてほしいと思います。

○事務局 それにつきましては、提言の中で86ページ「手話言語等にかかる背景」の中に府立中央聴覚支援学校が開校され、その後、指文字などを開発してきたという記載をさせていただいております。

○委員 年表で明治33年に開校されたとある大阪市立聾学校だけは、大阪の4つの聾学校のうち、3校が文部省の定めた口話教育をする中、市立聾学校だけは教育方針として、手話を尊重した教育をしておりました。それが今日（こんにち）の言語条例につながっていると思います。是ですから、年表だけで済まさないで、きちんと文章で提言の中に入れてほしいと思います。

○河崎部会長 委員、どうぞ。

○委員 委員です。「5. 学ぶ」に関わって今出ているご意見に対して、私もいろいろ意見を交換したいと思います。まず第1点目、二つ目の丸の文面なんですけれども、「かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありました。」という、いわゆる聴覚支援学校の歴史的な経緯の中で、口話教育が中心に動いてきた時代があったのは事実だと思います。しかし、それぞれの学校において、手話をもっと大事にすべきだという議論であったりとか、身振りとか、ジェスチャー、幼児手話、キュード、発音サイン、指文字も含めて、様々な方法で、口話以外の方法も取り入れながら、わかりやすい伝達手段で伝えていく、あるいは学んでいくということは広く進めてきましたし、例えば私が勤務していました堺聴覚支援学校においても、幼児の段階では、聴覚活用と口話をベースにしてきたという歴史の流れがありますが、小学部、中学部、あるいは高等部、専攻科においては、かなり手話を早い時期から、権利としての手話を活用しようという動きもありました。ですから、あまり否定的なところを強調するより、そういうふうにして手話の活用が広がってきていると、手話が言語として認められつつあるということ、変化を文言の中に入れら

れてはいかがでしょうか。「かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありました。」しかし、様々な議論、あるいは教育方法に研究の中で手話が広がってきているということをおさえられた方がいいのではないかなと一つ思います。それから、2つめの意見なんですけれども、「そのために…」の1つめのところですね。先ほど委員からもおっしゃられたところなんです、この「総合的な学習の時間などを活用して」学校で手話を学ぶというのは、いわゆる一般の小学校、中学校を指しているものと思われます。このことと別に、当事者の子どもたち、聴覚に障がいがある子どもたちが、手話に、早い時期から触れて、学んでいく。具体的に言うと、特別支援学校には「自立活動」という領域がございますので、「自立活動」などの時間を活用して手話を学んでいくということを、別項でもう一つ起こされた方が、当事者が学ぶという問題と、幅広く手話を健聴の子どもたちも含めて、幅広く学んでいくことを分けた方がわかりやすいのではないかと思います。

3つめですけれども、「そのために…」の2つめ。「聴覚支援学校などの教員が『手話を学ぶ』」、この文面は、聴覚支援学校の教員が手話を研修する、あるいは熟達していくための研修という意味で書かれていると思うんですが、もう一方で、いわゆる一般の小学校、中学校、高等学校の学校の教員たちが手話を学んでいくということについて、どこかに綴られた方が良いのではないかと思います。これの続きに書くか、もしくは別の一つ箇条書きを起こすかになると思います。聴覚支援学校の教員が積極的に手話講座に参加している教員が非常に多いですし、日常的に手話で授業しているということが多いです。ですからそのことはここでおさえられているとおりにんですが、もう一つ一般の小学校、中学校、あるいは高等学校の教員などが手話を学ぶ、あるいは研修する機会を増やすということをどこか触れられてはいかがかなと思いました。この今言っている文章が、ちょっと誤解を招く場合があるんですが、「聴覚支援学校などの教員が『手話を学ぶ』ことを」と、これは聴覚支援学校の教員が手話を学ぶことを支援するということなんです、聴覚支援学校の教員が一般の小・中学校の教員に手話を学ぶことを支援するという意味ではないですよ、これは。この文章はどこで、どこかに句読点を1つ入れていただくとわかりよいかと思っていますんですが…。ちょっと誤解、文面によっては聴覚支援学校の教員はすべての小学校、中学校の教員に手話を広めることを推進しなさいよとも読み取れる。もちろん、そういう役割もちろん持ちますけども、条例の中でとか、この中で書かれると、ちょっと教員の職務としては大きくなり過ぎて、ちょっと負担を感じます。

○河崎部会長 ありがとうございます。様々な面で整理していただいたご発言だと思います。事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 今までにいただいたご意見を元に、ちょっと提言の修正点について、再度事務局から総ざらいで確認をしていただこうかと思いますので、よろしくお願いたします。まず、4ページの前段、冒頭の部分でございますが、冒頭、河崎部会長からいただきました

たご意見に基づきまして、若干の記載の整理をさせていただこうかと考えております。同じく後段、委員からのご意見、手話を使うことをあきらめざるを得ない状況であることについて、しっかり記載します。続きまして、5ページ目。冒頭の第2段落、委員、委員からそれぞれ、手話が広がってきた流れについて、若干書き込みが足りないということでございます。第2段落のかつての状況、それが現在に至るまで、中央聴覚支援学校の果たしてこられた役割や、その後手話が広がってきているといったことについても、ご意見いただきましたので、その記載について、検討をさせていただきます。

続きまして、委員と委員からいただきました早期相談支援や自立活動の場などについての手話の学びの場についての記載についても検討すべし、という点、対応します。それから、聴覚支援学校などの教員のみなさんが手話を学ぼうとする環境づくりについて、文章がわかりにくいという点と、一般の教員の方々についても、そういった環境づくりが必要ではないかというご意見につきましては、一旦引き取らせていただきまして、記載ぶりについても検討のうえ、また修正すべきかどうかについて、判断させていただこうかと思っております。6番目、委員からご意見ございました「働く」の部分の「手話が言語として尊重されるようになったら…「手話を使う」ことのできる人が、人材として、より尊重されます。」ということで、手話通訳についてもこの際含まれているという認識ではございますけれども、手話通訳のできる人といったような具体的な例示も入れるような方向で検討させていただきます。それから、「はじめに」の部分。委員からご指摘いただきましたように、具体的な固有名称ですとか、年号については、確認し、必要な修正をさせていただきたいと思っております。なお、手話が言語として尊重されるかどうかにつきましては、「1.はじめに」というところでもそうなんですけど、3番の基本的認識の部分で触れさせていただいているところがございます。以上でございます。

○河崎部会長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。委員どうぞ。

○委員 5ページなんですけれど、「そのために、まず取り組んでいくこと」というところがございます。そこの最初の黒丸のところ、「いわゆる総合的な学習の時間」というイメージは、小中学校レベルで学ぶことになりましたが、高校では「総合的な学習」というのはないことですね。やはり大阪府下のすべての高校で学ぶべきではないでしょうか。

○事務局 「総合的な学習の時間」ということ自体に、高校も含まれるということがございます。なお、これまでの議論で委員からいただいている意見としましては、高校以上の取組みが既に府内で30校以上確認されているということがございますし、そういったことを取組むために、委員のご所属の団体でもご協力いただけるというご意見が、前回ございましたので、そういったことは広げていくということは、大前提となっているというふうに考えております。

○委員 わかりました。大阪府手話言語条例を作る時には、大阪府立の高等学校すべてが対象になるということになりますね。加えて、きちんと、手話をカリキュラムに入れて、手話を学ぶ機会というようなことを入れるというのが、良いと思うんですが…。はっきりと、新しく時間割に手話というのを入れる、というのはいかがでしょうか。または、大阪府立の高等学校の中で、科目として「手話語」というようなものを新しく入れるというイメージがあればいいと思うのですが。また、「総合的な学習の時間」というのは、1週間に何時間ぐらいあるのでしょうか。

○事務局 前回、委員からいただいた資料で、取組状況についてのご説明があったわけですが、それを今回添付資料として添付させていただいております。第3回部会の議事概要という形で、資料のページ数でいうと、62ページですね。ちょっと計算が苦手なので、1週間ベースにするとどの程度になるかというのがすぐにわからないんですけども、この分量での取組みが現在、確認されているところでございます。

○委員 わかりました。私が言いたいことは、62ページ、専門的なことですね。それはわかります。それではなく、大阪府立の高校すべてです。すべてに、手話を学ぶ時間を作っていただきたい、ということなんです。

○事務局 そういったことを目指して取り組んでいくということで、提言をまとめていただいているというふうに認識しております。

○河崎部会長 委員、よろしくお願いします。

○委員 委員のご指摘、ご意見のあった点なんですけれども、我々学校に関わった者としては、まず、学校の教育というのは、文部科学省の教育基本法並びに学校教育法、その関連の法令、具体的に言うと学習指導要領によって、規定されています。その中で、手話というのは教科としては、まだ現在、認められていません。ですから、手話を学ぶ時間として活用できる時間とすれば、聴覚支援学校の場合、通常の授業の中で、手話で授業するという形態、手話を使うという形、もしくは、自立活動という領域の中で、手話を学ぶということは可能かとは思いますが。あるいは、保護者に対する、PTAの取組みなど、保護者が手話を積極的に学んでいく機会、これはどの聴覚支援学校でもよく取り組まれていますけれど。そういった形でやることはできますが、いわゆる時間割の中に、手話、月曜日の何時間目かに「手話」という形の時間割を作ることは現在、そこまでの合意にも至っていませんし、法律上、それは不可能です。一般の小学校、中学校でいいますと、「総合的な学習の時間」という、様々な社会的あるいは自然科学的な事象を学ぶ時間の中での活用であっ

たりとか、「特別活動」であったりとか、あるいは、ここでも書かれているように課外活動として、部活動、サークル活動として、手話クラブ、手話サークル等を作る。そういった形での活動が現実的かなと思います。高等学校では、福祉という教科の中で、手話を学習の一つとして取り入れられているところもありますし、様々な形で講習会が企画されたり、当事者の方を招いて、聴覚障がいの方について学んだりという機会が広がっているという事実はあります。時間割上に「手話」というのを組むのは現在の法律体系上、困難なかと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。先ほど、委員も手をあげてくださっていました。が、よろしいでしょうか。

○委員 参考として言いたいことがあります。鳥取県の手話言語条例が決まった後に、小中学校の副教材として、入門編・応用編の2冊の副教材をすべての子ども、すべての生徒に配布しました。2年間、学ぶという時間を作りました。そのことがありますということをお伝えしたいと思います。

○河崎部会長 ありがとうございます。他に何かご意見はおありでしょうか。委員、よろしくお願いします。

○委員 我々福祉の職場におりますので、聴覚障がい者に対する支援というんですかね、手話通訳をつけて、社会参加をどんどんしていただいて、という面と、一般の方に手話を広めていくという面がございます。先ほどから学校現場のことが話題になってますが、私も教育関係ではないのでよくわかりませんが、福祉のカリキュラムというんですかね、1コマで、車椅子体験をするとかそういったことは行われているようです。なかなか年間のカリキュラムが決まっているみたいですので、その一つのコマに手話の事を入れるというのは、なんか厳しいようで、今の車椅子体験の分を、手話を学んでというんですかね、手話に触れる、そういったことが可能かどうかは、教育委員会と話したいなと思っています。手話に触れる、一般の方が触れるという面で、障害者差別解消法が施行されています。町が主催する行事につきましては、手話サークル等の方に来ていただいて、手話を付けてする公式行事、そういう催しなどをしていくようにしておりますので、そういった形を通じて、手話は言語であるという認識を広めて行くというのも、我々自治体としては重要なことだなと思います。これは、私の私的な意見ということになります。

○河崎部会長 ありがとうございます。他、意見はよろしいでしょうか。委員。

○委員 今、委員がおっしゃったことに対してなんですけれども、大阪府の条例は、市町

村に対して強制力を持つわけではないですよ。府としての取組みの内容を出す。それがメインになっていると思います。それを市町村がどのように受け止めて、どこまでやれるかどうか、その辺りを聞きたいと思います。例えば、先ほどお話があった中で、小中学校、市町村の管轄の教育委員会など市町村での役割があって、ここに手話の普及、これが無いと府の言語条例に結びつかない。府の条例ができたなら、市町村がそれをどのように受け止めてどこまでやれるのかどうか、参考のために市町村の立場を教えてくださいませんか。

○事務局 大阪府から、条例を制定する際の前提条件ということで、お答えさせていただきたいと思います。この間、この部会で条例とそれに伴う取組みの方向性ということで長時間ご議論いただいてきている中で、我々としても、どのような条例を制定すべきかについては、事務的な作業も進めてきております。近年、都道府県レベルで制定している条例の中で、市町村がどのような役割を果たすべきかということの規定ぶりについては、従来は、府や都道府県レベルで制定する条例の中では、市町村の責務ということで、規定される事例が多かったですが、現在は市町村との連携と整理されている。地方分権の流れの中で、大阪府とそれから市町村という対等な立場であるので、大阪府からの協力へお願いに基づいて相互の合意が得られた場合には、そういった連携をしていただくということの方向性を、大阪府の条例の中でお示しすることとなります。条例があるから、市町村はそういった取組みをしなければならないと、いうことで自動的にしばれるというようなものではなく、条例の主旨について大阪府が粘り強く根気強く、市町村のみなさまにご説明に回りまして、ご理解をいただきながら、ご協力をいただいでいく、という形で進めて行くべきものであるというふうに、一般的には捉えられているところでございます。

○河崎部会長 手が挙がっています。委員、どうぞ。

○委員 大阪府さんがおっしゃるように、法律とかでも、今、市町村は何々をすることができるかと規定されていてしなければならないと書いていることが少なかったりとか、大阪府の条例の中で、先ほどおっしゃったように、市町村の役割責務というふうに規定するよりも、市町村との連携と整理されていることが多いかと思うのですが、市の立場としたら、この大阪府の条例ができたなら、それを市の中でどのように実際、具体的にやっていくのか、というような検討をそれぞれの市がする必要があるのかなと思っています。きっちりと各市が考えた時に、「大阪府の条例があります。だから、これをやらないといけません。」というような後ろ盾になると思っています。この条例ができた後の、各市がどう取り組むのかというところが、みなさんが生活されているそれぞれの市や町ではすごく重要なのではないかなと思うので、市としてどこまで頑張ってやっていけるのかということと、そのときにやっぱりこの大阪府の条例がみんなを引っ張っていってもらえるのであればいい

なと思っています。

○河崎部会長 はい、ありがとうございました。たくさんの意見をいただきましたところで、時間を迎えました。よろしいでしょうか。本日の議論はこれまでということにさせていただきます。なお、今日いただいた意見に基づく修正については、部会長である私に一任していただき、修正結果は書面をもって報告するという扱いにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○河崎部会長 はい、ありがとうございました。それではみなさま、4回に渡る部会での議論、本当にありがとうございました。しめくりに事務局を代表して、自立支援課長から、よろしく願いいたします。

○自立支援課長 みなさま方、ありがとうございました。第4回大阪府障がい者施策推進協議会手話言語条例検討部会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、本部会の委員に快くお受けいただきまして、4か月の永きにわたり、全4回の会議に御参画いただき、心より感謝申し上げます。本部会におきましては手話言語条例の方向性や手話言語の普及に向けた取組み等について、委員のみなさまから忌憚のないご意見を賜うことができました。検討部会の議論を踏まえまして、大阪府としましては、手話が言語であることが広く理解される社会のため、今後大阪府障がい者施策推進協議会へ本部会の提言を報告させていただき、平成29年2月府議会への条例案提出を経まして、平成29年4月の条例施行を目指して進めてまいります。また、手話の普及啓発につきましては、映画の公開とタイアップしまして、ご覧のポスターを府内の小中高校、大学及び市町村へ配布しまして、早速PRさせていただくこととしております。委員のみなさまにおかれましては、限られた時間の中、手話言語条例がより良いものとなるよう、ご協力いただきましたことを改めて感謝申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうも長期間ありがとうございました。